

### ■ 基本的考え方

・ 資本的支出とは

- ① 資産の**使用可能期間を延長**させる部分に対応する金額
- ② 資産の**価額を増加**させる部分に対応する金額

上記①②にあたらぬ、通常の維持管理や原状回復費などは修繕費となります。

### ■ 主要部品の交換について

近年、税務調査でよく聞かれるのが、“主要部品”の交換に関するものです。機械装置や器具・備品の“主要部品”を交換した場合でも、必ず資本的支出となるわけではないです。

#### ※ 主要部品の交換が資本的支出に該当するケース

例えば、自動車のエンジンのような「主要部品」については、それがないと設備そのものが機能しないため、交換した部品の品質や性能が従来と変わらない場合であっても、すべて“資本的支出”に該当するという考え方が有力です。

この考え方は、「主要部品」を交換することで、その資産の使用可能期間が延びるという考え方が前提になっております。

#### ※ 主要部品の交換が修繕費に該当するケース

続いて類似したケースで電動フォークリフトのバッテリーがあります。電動フォークリフト自体は10年以上使用できるようですが、それよりもバッテリーの寿命が短いためバッテリー交換が欠かせないといえます。

例えば、5年ごとにバッテリー交換することを前提として、取得時に、電動フォークリフト自体の使用可能期間を15年と見積もったと仮定します。この場合、バッテリー交換しても電動フォークリフト自体の使用可能期間は延びないため、修繕費に該当することとなります。

### ■ まとめ

上記のケース2つを見ての通り、あくまで「使用可能期間の延長」若しくは「価額の増加」という2つの基本的考え方に沿って判断をします。

主要部品の交換など、判断に迷うときは、この基本的考え方に立ち返ると良いかもしれませぬ。